

# 2020年度「公契約に関するアンケート」の結果について

茨城県労働組合総連合

## はじめに

茨城県労働組合総連合（茨城労連）では、毎年県内44市町村のご協力のもと、各自治体で働く非正規職員の賃金・労働条件、各自治体が発注する公共事業や委託事業のもとで働く労働者の適正な労働条件の確保のために行っている各自治体の取り組み、労働行政の実態等を把握し、それぞれの改善を求める運動の一環として「公契約に関するアンケート」を毎年12月に実施しています。

これまで市町村で働いてきた臨時職員、嘱託職員の雇用のルールが見直され、2020年4月から全ての市町村で会計年度任用職員制度が始まりました。会計年度任用職員制度は「同一労働同一賃金」の流れの中で、非正規職員の労働条件の改善を一つの目的として作られています。

今回の「公契約に関するアンケート」では、会計年度任用職員の労働条件についての調査をしていますが、市町村によってバラツキが見られました。

これまで茨城県が行った県政世論調査での「県政への要望」では、第1位が「地域医療・福祉の充実（医療・福祉人材確保、医療提供体制・地域保健の充実、がん対策等）」、第2位が「高齢者の保健・福祉・医療・介護サービスの充実」、第3位が「結婚・出産・子育て支援（幼児教育・保育サービスの充実、子育て環境の整備・虐待防止等）」でした。

昨年からのコロナ禍の中で、医療体制の充実、高齢者福祉の充実、子育て支援を求める県民からの要望はますます切実なものになっており、それらを公務・公共サービスとして提供する市町村の役割はますます重要になってきています。

公務・公共サービスの充実の観点からも、会計年度任用職員の正規職員への転換、当面時給1,000円以上への引き上げ、労働条件の改善が強く求められています。

## 1 会計年度任用職員数と雇用実態

(1) 県内44市町村の職員数（病院・消防を除く）は37,124人（前年35,815人）、うち正規職員20,244人（前年20,330）、会計年度任用職員15,635人（前年非正規職員14,383人）で、非正規率は前年より1.9%増の42.1%でした。前年に比べると正規職員は86人減少し（前年85人増）、非正規職員は1,252人（前年11人）増えています。

(2) 2006年のアンケート調査開始時の正規職員数は24,119人で、今回の調査ではこの12年間で3,875人（前年3,789人）減少しています。非正規職員である会計年度任用職員が40%を超えている自治体は20自治体で昨年より2自治体増加しています。50%を超えているのは2自治体（牛久市59.5%、守谷市50.2%）です。

(3) 2006年のアンケート調査開始時に比べて、正規職員の削減数が最も大きい自治体は取手市の413人がトップで、筑西市274人、常陸太田市203人と200人を超えています。

正規職員の前年比は2017年+219、2018年+122、2019年+85と改善されてきていました。しかし、2020年4月から会計年度任用職員制度が導入される中で、非正規職員が1,252人増加し、正規職員が前年比-86人と減少してしまっています。

今回の調査でも、会計年度任用職員の1.3%に当たる210人のみがフルタイム雇用で、98.7%の15,425人がパートタイム雇用です。原子力災害や台風による自然災害等を考えると全職員の平均40%を超える会計年度任用職員がパートタイム雇用であるのは問題があると言わざるを得ません。公務・公共サービスを充実させるためにも、全ての市町村で会計年度任用職員のフルタイム化をすすめる、正規職員の削減にストップをかけて、会計年度任用職員の正規化をすすめるべきです。

(4) 2006年の非正規職員の「低い時給額」の平均は744円でした。今回の調査での会計年度任用職員の時給平均は913円（前年非正規職員平均868円）で昨年に比べて45円

引き上がっています。調査開始の2006年に比べると14年間で169円引き上げられたこととなります。

平均額913円は、2020年10月に851円に引き上げられた茨城県の最低賃金を62円上回っています。つくば市の1093円、牛久市の1000円のように時給が1000円を超える市町村も出てきていますが、大子町・小美玉市・稲敷市などは昨年非正規職員の時給より減額になっている市町村もあります。また、時給額が800円台の自治体も22あり、最低賃金ぎりぎりの時給しか払われていないことが明らかになっています。

県は臨時・嘱託非正規職員の時給を2020年4月から1134円に改善していますが、県や市町村が最低賃金に合わせるのではなく、率先して非正規職員の賃金を上げることで最低賃金の引き上げの流れを作り出していくことが求められています。また、公務・民間を問わず人手不足が深刻になっていますが、人手不足の解決には賃金引き上げ等の労働条件の改善が欠かせません。

- (5) 昨年の調査では、非正規職員に一時金（ボーナス）を支給している自治体は大子町、大洗町、河内町、五霞町の4町でそれ以外は不支給になっていました。また、退職金はすべての自治体が不支給でした。

2020年4月から導入された会計年度任用職員は、全ての自治体で一時金（ボーナス）が6月と12月に年2回支給され、つくば市ではフルタイムの会計年度任用職員に退職金が支給されます。会計年度任用職員制度になっても、つくば市以外の自治体では退職金が支給されていません。

2020年度の会計年度任用職員の一時金は、30自治体で年間2.6月支給になっていて、2020年度は人事院や茨城県人事委員会から正規職員の期末手当0.05月カットが勧告されたことにより、多くの自治体の会計年度任用職員は正規職員に準拠し、期末手当2.55月支給に引き下げられています。また、会計年度職員制度が運用開始の年ということで、14自治体は年間2.6月よりも低い月数での支給になっていて、月数にバラツキがあります。こうした現状は各自治体の財政状況に影響されることが多いので、実態を踏まえた国や県の支援が必要になっています。

- (6) 会計年度任用職員保育士の時間額は、鹿嶋市の1,396円を最高に1,000円以上の自治体が37自治体（昨年36自治体）になっています。一般事務に比べて保育士の時給が高くなっているのは、保育師の人手不足解消が深刻な課題になっているためです。しかし、時給が1000円以上になっても、多くの保育の職場では人手不足は解消されていません。こうした点からも、最低賃金を全国一律1500円にしていく必要があります。

- (7) 正規職員に占める女性は、正規職員20,244人のうち女性は8,344人（前年8,296人）で41.2%を占めています。再任用者は1,245人（前年1,102人）でした。

再任用者1,245人のうち女性の再任用者は343人（前年294人）で、平均は27.6%ですが、女性の再任用者の数は市町村によってかなりバラツキがあります。

- (8) 一昨年から非正規職員に占める女性の数を調査しています。今年の全県の女性の比率は80.9%で、会計年度任用職員の多くが女性であることが明らかになりました。4自治体は女性の比率が90%を超えています。

女性活躍といいながら、市町村役場において低賃金の会計年度任用職員を女性が占めるということは、ジェンダー平等の観点からも改善すべき問題です。

## 2 進まぬ公契約条例の制定

- (1) 公務・公共サービスの民間委託化・アウトソーシングが進んでいます。今回の調査では、7自治体（前年7自治体）が「外部委託予定」と回答しています。自治体の行財政の厳しさを理由に、公務・公共事業の効率化やコストダウンの高まりと相まって、仕事の確保を最優先した外部委託が増加していると考えられます。

しかし、その影響が元請け・下請け企業の経営悪化や、そこで働く労働者の賃金・労働条件の低下、ひいては雇用まで悪影響を及ぼしています。

一方で、全国的には公務・公共サービスの「質」の確保と公契約のもとで働く労働者の賃金・労働条件の改善、地域循環型社会の構築を図る観点から、全国的には「公契約

条例」「要綱」を整備する自治体が増えてきています。

- (2) 残念ながら県内自治体では、「検討する」の回答が寄せられているものの、条例制定には至っていません。2019年度の県民要求茨城共同運動連絡会の要求に対し、県の担当課からは「労働基準法など関係法令を遵守した労使間の自主的な取り決めに委ねることが適当」「国の立法政策によって対応すべきもの」等の回答が寄せられました。各市町村における公契約条例の制定が進まない背景には、県のこうした消極的な姿勢が反映されています。

### 3 拡充が進まない市町村労働行政

- (1) 労働行政の専任の職員がいるのは日立市、常陸大宮市、ひたちなか市、土浦市、八千代町、境町の4市2町だけで、その他は兼務です。兼務もないのが大子町、東海村、行方市、美浦村です。県内44市町村の労働行政の担当職員総数は、去年の109人から14人増えて123人です。

- (2) 労働費予算がゼロの自治体は、大子町、東海村、笠間市、城里町、美浦村、河内町の6市町村です。県内44市町村の労働費予算額の平均は16,012円で、去年の平均13,707円よりも2,305円増加しています。

約80%以上が給与所得者でありながら、そのために使われる労働費予算がゼロであったり、ごくわずかでしかないのは問題です。安定した税収を確保するためにも、労働行政を充実し、若者やすべての労働者の働く場（雇用）の確保や定住の促進を行政が推進していく必要があります。

### 4 調査結果を運動に生かして

- (1) 民間職場に限らず、公務の職場も人手不足が深刻化しています。これまでは、国からの「行革」の押しつけのもとで、正規職員の不補充、非正規職員の配置増が強行されてきました。しかし、人手不足の深刻化のもとで、賃金や労働条件の改善をしなければ、公務・公共サービスを保障する雇用の継続・確保はできません。また、非正規労働者の増加の中で、ワーキングプアが1,100万人を超えています。最低賃金ぎりぎり働くワーキングプアの増加は地域経済の発展を阻害しています。コロナ禍が、労働者の困窮に拍車をかけています。

2020年4月から会計年度任用職員制度が全ての自治体で導入されましたが、茨城労連は、茨城自治労連の運動に連帯して、会計年度任用職員の正規化、時給（賃金）の引き上げ、労働条件の向上に取り組んでいきます。

- (2) 公契約のもとで働く労働者は1,000万人とも言われています。その多くが低賃金のもとで働いています。公契約条例は、条例が規定する賃金水準や社会保障費用をきちんと確保させることによって、ダンピングや低価格入札を防止します。公契約条例は下請け工賃を安定させ、質の高い公共工事（公務・公共サービス）を確保することにつながります。茨城労連は、引き続き茨城県をはじめとした自治体に公契約条例の制定を働きかけていきます。

- (3) 茨城県の最低賃金は、昨年10月から2円引き上げられて851円になりましたが、1日8時間、月22日間働いても月額149,776円です。最低賃金は全国平均が902円で、最高が東京都の1,013円です。茨城県の県南地区では、高校生や若者が最賃の高い千葉県や東京都に流失しています。私たちは、税や社会保障の減免など中小企業支援の充実を求めながら、8時間働けば人間らしい生活ができる最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求め、引き続き取り組みを強化していきます。

- (4) 「働き方改革」関連法が、2019年4月から運用されています。そもそも、労働時間の原則は「1日8時間、週40時間」であり、36協定を結ぶことで時間外労働が認められます。定時出勤・定時退勤を原則としながら、時間外労働の上限規制の原則である「月45時間、年360時間」を守らせるとともに、仕事の終了から翌日の仕事の開始まで11時間以上空けるべきだとする「勤務間インターバル規制」を各職場でも具体化すべきです。